

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年1月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第2号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和35年岩手県規則第59号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(救助の程度、方法及び期間) 第6条 政令第3条第1項の規定による救助の程度、方法及び期間は、法第2条第1項又は第2項の規定による救助（以下「救助」という。）の種類ごとに、 <u>別表第1のとおりとする</u> 。ただし、この基準により難い特別の事情があるときは、その都度別に定める。	(救助の程度、方法及び期間) 第6条 政令第3条第1項の規定による救助の程度、方法及び期間は、法第2条第1項又は第2項の規定による救助（以下「救助」という。）の種類ごとに、 <u>災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成25年内閣府告示第228号）の定めるところによる</u> 。ただし、この基準により難い特別の事情があるときは、その都度別に定める。
(実費弁償) 第14条 政令第5条の規定による実費弁償に関して必要な事項は、 <u>別表第2のとおりとする</u> 。	(実費弁償) 第14条 政令第5条の規定による実費弁償に関して必要な事項は、 <u>別表のとおりとする</u> 。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

別表第1を削る。

改正前	改正後
別表第2（第14条関係） 1 政令第4条第1号から第4号までに規定する者 (1) <u>日当</u> ア 医師及び歯科医師 1人1日当たり 21,400円以内 イ 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士 1人1日当たり 14,700円以内 ウ 保健師、助産師、看護師及び准看護師 1人1日当たり 14,900円以内 エ 救急救命士 1人1日当たり 14,900円以内 オ 土木技術者及び建築技術者 1人1日当たり16,300円以内 カ 大工、左官及びとび職 1人1日当たり 28,300円以内 (2)・(3) [略]	別表（第14条関係） 1 政令第4条第1号から第4号までに規定する者 (1) <u>日当</u> <u>救助に関する業務に従事した者に相当する県の常勤の職員の給与等を考慮して知事が別に定める額</u> (2)・(3) [略]
2 [略]	2 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。